

### 3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

#### (1) 男女共同参画配慮度評価とは

「男女共同参画基本計画」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

自己チェックとして、各課は担当施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いを評価し、男女共同参画課に報告をします。男女共同参画課では、この結果を取りまとめ、各課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

また、外部チェックとして、男女共同参画審議会では実施状況をチェックし、意見を述べます。



#### (2) 評価方法及び内容

##### ①自己チェック

##### ア 事業のチェック

全庁、全施策を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックします。

##### 【新規事業】

「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について施策の企画・立案時にチェックを実施します。

##### 【埼玉県男女共同参画基本計画に関する主な事業】

実施後の状況について、「チェックポイント5（ファイブ）」に基づきチェックを行いました。その結果については、次ページの概要のとおりです。



- 1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
- 2 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか  
または、双方が参加したか
- 3 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか
- 4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- 5 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか

##### イ 日常の取組（職員の意識改革・広報・県民サービス）について

##### 【職員の意識改革】

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェックを実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進めます。

##### 【広報・県民サービスの向上】

「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを行い、県民サービスの向上を図ります。

##### ②外部チェック

「埼玉県男女共同参画基本計画」の関連事業については、平成31年3月18日に開催された男女共同参画審議会において、審議されました。